

の中絶てもよめり、又かつらぎやくめの岩はしともよめり、

〔楊嶋曉筆^{二十}〕和國名所
久米 橋、大和、信濃

〔信濃地名考^下〕久米路の橋

六帖に清正、かつらぎやくめのつぎ橋などよめるは皆大和なり、今按、河内國石河郡^{大和國葛平郡西}石村の山上に石橋あり、其濶可五尺、長七尺許、右少缺、上若架版者四、兩端稍隆、似欄基、形勢將及南峯、實天造也といへり、

〔河内名所圖會^二〕石川郡^{當郡}石橋^{石川郡平石村の山頂少し東の方にあり、平石より阪路を東に登る事十八町五町計下りて、伏越峠を限る、まかはあれど、いにしへより和歌の名所に、大和にあれば、大和名所圖會にも出せり、}

〔日本靈異記^上〕修持孔雀王呪法得異驗力以現作仙飛天縁第廿八

役優婆塞者、加茂役公氏、今高賀茂朝臣者也、大和國葛木上郡茅原村人也、自性生知、博學得一、仰信三寶、以之爲業、每夜挂五色之雲、飛沖虛之外、携仙賓遊億載之庭、臥休藥乎之苑、吸嗽於養性之氣、所以年心卅有餘、更居巖窟、被葛餌、松沐清水之泉、濯欲界之垢、修行孔雀之呪法、證得奇異之驗術、驅使鬼神、得之自在、喝諸鬼神、催之曰、大倭國金峯與葛木峯、度一椅而通、於是神等皆愁、藤原宮御宇天皇武[○]文[○]之世、葛木峯一語主大神、讒之曰、役優婆塞謀時傾、天皇勅遣使捉之、猶因驗力、輒不可所捕、所捉其母、優婆塞令免、母故出來見捕、卽流之伊圖之島[○]略^下

〔袖中抄^六〕くめぢのはしい[○]は[○]し[○]中略

童蒙抄云、三齋略記云、秦始皇海中に石の橋をつくる、海神これがために柱をたつ、始皇あひみんことを求む、海神のいはく、我形みにくし、我形をうつすことなかれ、帝則海に入事卅九里にして海神をみる、左右の人をして縛手て、うごかする事なし、晝にたくみなる人、ひそかに足を